

吹田市立青山台中学校PTA規約

第1章 名称および事務所

- 第1条 この会は、吹田市立青山台中学校PTAという。
第2条 この会の事務所を、吹田市立青山台中学校内に置く。

第2章 目的および活動

- 第3条 この会は、保護者と教職員とが協力して、家庭と学校と社会における生徒の健全な成長を図ることを目的とする。
第4条 この会は、前条の目的を果たすために次の活動を行う。
1. 学校と家庭との緊密な連絡によって、会員相互の研修と親睦を図る。
2. 学校と協力し、生徒の生活指導と教育環境の整備充実を図る。
第5条 この会は、次の方針に沿って活動する。
1. この会の目的を果たすために、他の団体や機関と協力する。
ただし、相互にその支配干渉を行わない。
2. 特定の政党や宗教に偏る事なく、また営利的な行為は行わない。

第3章 会 員

- 第6条 この会の会員は、この学校に在籍する生徒の保護者と、この学校に勤務する教職員とする。
第7条 会員は、すべて平等の権利と義務を有する。
第8条 この会の会員は、吹田市PTA協議会の会員となる。

第4章 会 計

- 第9条 この会の経費は、会費およびその他の収入をもってこれにあてる。
会費は1家庭月額400円とする。ただし、要保護家庭及び災害時等のやむを得ない場合は運営委員会の了承を得て減免することができる。
第10条 この会の経費は、総会において承認された予算に基づいて支出される。
第11条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。
第12条 収支予算の更正、執行に伴う調整の必要があるときは、役員会、運営委員会の承認を受けてこれを行い、総会に報告するものとする。
第13条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第5章 役員および委員

- 第14条 この会の役員は、次の通りとする。
1. 会長1名 2. 副会長2～3名 3. 書記2名(うち1名は教職員)
4. 会計2名(うち1名は教職員) 5. 監事2名

- 第15条 役員は4月1日から就任し、任期は1年とする。
尚、再任する場合、同一役職においては連続2期を限度とする。
- 第16条 公選による公職者、およびその立候補者は役員になることができない。
- 第17条 役員の仕事は次の通りとする。
1. 会長は会務を総理しこの会を代表する。
 2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
 3. 書記は会務を処理し、会の記録作成にあたる。
 4. 会計は会の経理事務にあたり、財産を管理する。
 5. 監事は会務を監査し、その結果を運営委員会および総会において報告する。
- 第18条 この会の委員は次の通りとする。
1. 学年委員 2. 特別委員
- 第19条 役員および委員の選出については細則で定める。
- 第20条 教職員は学校運営ならびに教育上の必要に応じて、役員会、各種委員会に出席して意見を述べるができる。

第6章 会計監査

- 第21条 この会の会計を監査するために1名の会計監査を置く。
- 第22条 会計監査は前任の会計が務め、任期は役員に準じる。
- 第23条 会計監査の結果は、総会において報告する。

第7章 会 議

- 第24条 この会を運営するために次の会を設ける。
1. 総会 2. 運営委員会 3. 役員会 4. 委員会
- 第25条 総会は次の通りとする。
1. 総会は全会員で構成され、この会の最高議決機関である。
 2. 総会は会長がこれを招集し、議長は会員の中から選出する。
 3. 総会は定期総会と臨時総会とする。
定期総会は、年度当初の5月とし、前年度活動報告、前年度会計報告、新年度予算決定、新年度活動計画、その他重要な事項について審議を行う。
臨時総会は、会長または運営委員会が必要と認めたとき、あるいは会員の1/5以上の要求があったときには、20日以内に開催されなければならない。
 4. 総会は会員の1/5以上の出席を必要とし、その議決は出席者の過半数でこれを決める。本項は委任状をもって出席にかえることができる。
 5. 総会の開催日時、場所および議題は、5日前までに会員に知らされなくてはならない。
 6. 災害時などの緊急事態のため会議を開くことができないなどやむを得ない場合は、総会の開催を書面開催等とすることができる。この場合、4項の「委任状」を「議決権行使書」と読み替えるものとする。
- 第26条 運営委員会は次の通りとする。
1. 運営委員会は、役員、各委員の委員長・副委員長ならびに校長、教頭、担当教職員をもって構成される。
 2. 運営委員会は会長が招集する。
 3. 運営委員会は、各委員会から提案された活動内容およびそれに伴う予算

配分を討議承認し、また総会に提案する議案に付いての協議、その他必要な事項の処理を行う。

4. 運営委員会は、定例委員会のほか会長が必要と認めた時、又は構成員の1/4以上の要求があった時に開く事ができる。
5. 運営委員会は定数の1/2以上の出席がなければ、その議事を審議し議決する事ができない。
6. 運営委員会の議決は出席者の過半数をもってこれを決める。

第27条 役員会は、必要に応じて会長が招集し、会の運営などについての協議を行う。

第28条 委員会は次の通りとし、各委員会はその委員長がこれを招集し、その委員会の会務を処理する。

1. 学年委員会 各学年より選出された委員をもって構成する。その会務は以下の通りとする。
 - ・ 学級の保護者ならびに担当教員との連絡、学校施設、教室の環境整備活動。
 - ・ 会員相互の理解を深め会の活動を推進するための情報伝達に関する活動。
 - ・ 文化活動、体育活動の助成および学校生活を豊かにする活動。
 - ・ 生徒の校外、家庭生活の指導に協力するなどの活動。
 - ・ 年度末までに次年度役員候補者を推薦する。
2. 特別委員会 その他の活動について、総会又は運営委員会が必要と認めた時に随時選出構成し、その任務の終了とともに解散する。

第8章 個人情報

第29条 この会の活動を推進するために必要とされる、個人情報の取得や利用、管理については細則に定め、適正に運用するものとする。

第9章 改定

第30条 この規約は、総会において出席者の2/3以上の賛成があれば改定する事ができる。ただし、改定案は総会の5日前までに会員に知らせなくてはならない。

第10章 細則

第31条 この会の運営に関して必要な細則は、運営委員会の議決を経て定める。運営委員会は細則を定め、又は改廃した場合その結果を総会に報告しなければならない。

細則 第1章 役員を選出

- 第1条 役員を選出には、次の方法により推薦委員会が候補者を推薦する。
1. 推薦委員会は、以下の推薦委員で構成される。
 - ・推薦担当 各学年委員より2名
 - ・役員（執行部）2名、教職員 1名
 2. 推薦委員は、役員の候補者になることができない。
 3. 候補者の推薦は、氏名の公表を含め本人の同意を得なければならない。
 4. 推薦委員会は、役員候補者の氏名を全会員に告示しなければならない。告示によって、次年度役員の信任がなされたものとする。
 5. 推薦委員会は、推薦活動において、運営委員会に相談・協力を求めることができる。
 6. 推薦委員会の委員を務めた会員は、翌年以降推薦活動を免除される。
- 第2条 一般会員からも候補者を追加推薦することができる。
- 第3条 役員の欠員を生じた時は、運営委員会で後任者を決定することができる。任期は前任者の残任期間とする。

細則 第2章 委員の選出および就任

- 第4条 各学年の全会員の互選により委員を2名×学級数選出する。原則として生徒1人の在学期間中に1度は委員を引き受けるものとする。但し、役員或いは各委員会の委員長及び副委員長を務めた会員は、翌年以降委員を免除される。但し、副委員長の免除対象者は令和2年度以降に務めた者とする。尚、任期内で交代した場合は当該役での免除対象は原則として1名とするが、運営委員会にて個別に承認を得ることとする。
- 第5条 各委員会の委員は、互選によりその委員会の委員長1名、副委員長1名を選出する。但し、学年委員会は副委員長2名を選出し、うち1名は推薦委員会を纏めるものとする。平成31年度以前に副委員長を務めた会員は、翌年以降正副委員長を免除される。尚、任期内で交代した場合は当該役での免除対象は原則として1名とするが、運営委員会にて個別に承認を得ることとする。
- 第6条 各委員は4月に就任し、任期はいずれも1年とする。各委員の再任は妨げない。また、被免除者の立候補についても妨げない。

細則 第3章 個人情報の取り扱い

- 第7条 本会が取得・保有する個人情報の適正な取扱方法を定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的とする。
- 第8条 個人情報の取扱方法は、総会資料または別途通知等において会員に周知する。
- 第9条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。
1. 会費請求、管理のための連絡
 2. 文書等の送付
 3. 本会役員・委員・会員名簿等の作成
 4. その他、本会の適正な活動に関することへの利用
- 第10条 本会が取り扱う個人情報及び利用同意の範囲については、PTA会長に書面で提出されたPTA加入同意書、PTA委員選出の事前調査票に記載の次の事項とする

1. 氏名、学年、クラス、住所、連絡先
 2. その他本会の活動上必要とするもので同意を得た事項
- 第11条 個人情報^{は次のとおり適正に管理する。}
1. 電子ファイルはパスワードを設定し、紙媒体は施錠保管するものとする。
 2. 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。
 3. これらの管理責任は役員会とする。
- 第12条 本人から個人情報の開示、訂正を求められたときは、法令に沿ってこれを取り扱う。
- 第13条 個人情報の取り扱いにおいて、法令のまたは実務上の不備が発生した場合には、細則第14条に従い改定することができる。なお、取扱方法を改定した場合は、細則8条に定める方法をもって会員へ周知するものとする。

細則 第4章 改定

- 第14条 この細則は、運営委員会において2／3以上の賛成があれば改定する事ができる。

<u>付 則</u>	この規約および細則は昭和48年12月 4日から施行する。
	この規約および細則は平成 2年 4月 1日から施行する。
	この規約および細則は平成 6年 4月 1日から施行する。
	この規約および細則は平成14年 4月 1日から施行する。
	この規約および細則は平成19年 4月 1日から施行する。
	この規約および細則は平成20年 4月 1日から施行する。
	この規約および細則は平成21年 4月 1日から施行する。
	この規約および細則は平成23年 4月 1日から施行する。
	この規約および細則は平成26年 4月 1日から施行する。
	この規約および細則は平成27年 1月 8日から施行する。
	この規約および細則は平成31年 2月16日から施行する。
	この規約および細則は令和 2年 8月31日から施行する。
	この規約および細則は令和 3年 2月15日から施行する。

P T A慶弔内規

項 目	支給対象	金 額	実 施 方 法
死 亡	生 徒 会 員	供花一基または 香典(5,000円)	P T A役員または当該学級委員が 通夜又は告別式当日持参する。
	職 員 校 医	供花一基または 香典(5,000円)	P T A役員が、通夜又は告別式 当日持参する。
見舞い	生 徒 会 員	お見舞い品を含め 5,000円	当該学級委員が届ける。 (3週間以上入院の場合)

備考・不慮の災害、事故、生徒の集団発生の病気等の見舞金については、必要に応じ、役員会において決定する。

後日、運営委員会にて報告する。

・告別式の参列について

会員・生徒の場合……学校長又は教頭、学級担任等、当該学級委員、
P T A役員代表

職員・校医の場合……学校長又は教頭、P T A役員代表

・各学級、各学年単位での心遣いやお返し等は一切行わない事とする。

・上記P T A慶弔の一切の交通費に関しては、必要に応じ役員会において決定する。

P T A部活動支援金内規

	項 目	金 額 など
近畿大会出場	出場補助金	出場登録選手1人当たり3,000円
	交通費補助金 (貸し切りバスを使用する場合)	応援等での生徒の交通費実費 ただし、上限30,000円
	横断幕(通用門横フェンス)	必要に応じてP T Aで作成し掲示
全国大会出場	出場補助金	出場登録選手1人当たり5,000円
	交通費補助金 (貸し切りバスを使用する場合)	応援等での生徒の交通費実費 ただし、上限50,000円
	横断幕(通用門横フェンス)	必要に応じてP T Aで作成し掲示

備考

☆支援金は、指定の用紙にて校長より申請をする。

・出場補助金……出場登録選手の保護者に支給する。

領収書には保護者が押印し、教頭を通じてP T Aに提出する。
ただし、上限までとする。

・交通費補助金……貸し切りバス等を利用する場合、費用が記載された領収書を添付し請求する。

ただし、上限までとする。

交通費補助金は顧問に渡す。領収書には、顧問が押印し、教頭を通じて P T A に提出する。ただし、上限までとする。

☆横断幕について

近畿大会以上の出場が決定したら、顧問が学校長に連絡し、必要に応じて学校長が P T A に作成を依頼する。

P T A は「祝・・・大会出場」という横断幕を作成し掲げる。

あわせてクラブ名も掲示する。

平成 1 1 年 1 月改定

平成 2 0 年 5 月改定

平成 2 7 年 1 月改定

平成 2 8 年 2 月改定